

# 不動産執行申立必要書類一覧

岐阜地方裁判所本庁  
(R 4. 3 改訂)

- 1 申立書 (A 4 版、横書き)
  - ※ 目的不動産が複数で、それぞれが一括売却の関係にない離れた場所に所在する場合は、当事者や債権が共通であっても、別々に申し立てるようお願いいたします。
- 2 不動産登記事項証明書 (全部事項証明書又は現在事項証明書) …証明書原本 1 通、コピー 2 通
  - ※ 申立日から 1 か月以内に取得したもの
    - ・ 対象不動産が敷地権付区分所有建物の場合は、敷地たる土地の登記事項証明書も必要
    - ・ 対象不動産が土地又は建物の一方のみの場合、他方の登記事項証明書も必要
    - ・ 共同担保目録や工場抵当法 3 条目録が提出されている場合には、その記載があるもの
- 3 公課証明書…原本 1 通、コピー 2 通
  - ※ 全ての対象不動産の税額が記載されているもの
    - ・ 未課税又は非課税の場合には、その旨の証明書が必要
    - ・ 形式的競売等の請求債権のない申立ての場合、固定資産評価額通知書も必要
- 4 住所証明文書 (法人→商業登記事項証明書、自然人→住民票等) …証明書等原本 1 通
  - ※ 申立日から 3 か月以内に取得したもの
    - ・ 当事者の現在の住所等と不動産登記記録上の住所等が異なる場合は、その繋がりを証する文書も必要
- 5 委任状 (申立人が代理人の場合のみ)
  - ・ 法人の社員を代理人とする場合は、代表者作成の代理人許可申立書 (収入印紙 5 0 0 円を貼付 (消印はしない)) 及び社員証明書
  - ※ 委任状または社員証明書に代理人となる者の届出印の押印が必要
- 6 意見書及び同意書 【別紙参照】
  - ※ 申立書に記載する場合は不要
- 7 公図 (不動産登記法 1 4 条の地図又は地図等に準ずる図面) 写し…写し原本 1 通、コピー 2 通  
建物所在図 (建物図面) 写し…写し原本 1 通、コピー 2 通
  - ※ いずれも法務局の登記官による認証のあるもの
    - ・ 対象不動産が土地のみで、その土地上に件外建物がある場合は、当該建物の建物所在図等も必要。更地の場合には、その旨の上申書が必要。
    - ・ 対象不動産が建物のみの場合は、その敷地の地図等も必要
- 8 現場案内図、住宅地図…コピー 3 通
  - ※ 目的不動産所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面
- 9 続行申請書 (滞納処分による差押えが先行している場合のみ)
- 10 破産管財人資格証明書 (当事者が破産している場合のみ)
  - ※ 破産者が法人の場合で、商業登記事項証明書に記載がある場合は不要
- 11 覚書、確認書 ( (根) 抵当権の一部移転がなされている場合のみ) …写し 1 通
- 12 原 (根) 抵当権者の同意書及び印鑑証明書 (一部代位弁済をした代位者による申立ての場合のみ)
  - ※ 申立書の本文にも、原 (根) 抵当権者から同意を得ている旨の記載が必要
- 13 担保権・被担保債権・請求債権目録 (強制競売は請求債権目録) …コピー 1 通
  - ※ 当事者目録、物件目録のコピーは不要
- 14 予納金等 (大規模事件等で別途裁判所が定める場合もあります。)
  - ・ 売却単位 1 個につき、概ね 5 0 万円 (共同住宅の場合は 8 0 万円)
  - ・ 売却単位が増すごとに、1 単位あたり 3 0 万円ずつ加算
  - ・ 同一物件の先行申立てがある場合は、個数によらず 2 0 万円
- 15 収入印紙
  - ① 申立手数料…4, 000 円 (担保権 1 個又は債務名義 1 個ごとに)
  - ② 登録免許税…確定請求債権額の 1, 000 円未満を切り捨て、これに 1000 分の 4 を乗じて 100 円未満を切り捨てる。
    - ※ 算出額が 1, 000 円未満の時は 1, 000 円とみなす。
    - ※ 確定請求債権額が根抵当権極度額を上回っているときは、極度額を確定請求債権額として算出。
- 16 事件の進行等に関する照会 (回答) 書 【別紙参照】

意見書及び同意書

本件不動産について、入札又は競り売りの方法により売却を実施しても適法な買い受けの申出がなかったときは、他の方法により売却することについて異議はありません。

また、本件差押えの前に滞納処分による差押えがされている場合（本申立後にそれが判明した場合も含む）、本件不動産に対して、開始決定と同時に評価命令を発令することに同意します。

令和 年 月 日

申立債権者



岐阜地方裁判所民事部競売係 御中

**不動産競売事件の進行等に関する照会(回答)書**

不動産競売事件の迅速な進行の一助とするため、次の事項について記入いただき、当係へ提出していただきますよう御協力をお願いいたします。

**岐阜地方裁判所民事部不動産競売係**  
**FAX058-264-6740**

1(1) 債務者は、住所地に居住(法人の場合は、本店所在地で営業)していますか。

答 している。→在宅状況は次のとおりです。例：昼間不在，夕方〇時以降帰宅

( )

していない。 不明

\* 連絡方法 一般電話 携帯電話 ( ) 不明

(2) 所有者は、住所地に居住(法人の場合は、本店所在地で営業)していますか。

答 している。→在宅状況は次のとおりです。例：昼間不在，夕方〇時以降帰宅

( )

していない。 不明

\* 連絡方法 一般電話 携帯電話 ( ) 不明

(3) (1)又は(2)で、「していない。」又は「不明」の場合、次のいずれかに御協力ください。

答 債務者又は所有者の勤務先の名称及び所在地は次のとおりです。

( )

債務者又は所有者の住所に関する調査報告書を、本回答書に添付します。

(法人の場合) 代表者個人の住民票を、本回答書に添付します。

2(1) (根) 抵当権設定時に、占有関係について調査等をしていますか。

答 調査している。 説明を受けた。 調査していないし、説明も受けていない。

(2) (根) 抵当権設定時の占有者は、どなたでしたか。

答  ( )

3(1) 本件申立前に、現地調査をしていますか。

答 している。 していない。

(2) 現地調査時の占有者は、どなたでしたか。

答  ( )

4 本件物件について該当事項をお答えください。

(1) 土地の概要 建物敷地 更地 更地(駐車場) その他 ( )

(2) 土地の現況 宅地 農地 雑種地 山林

(3) 建物の概要 一戸建て 区分所有 ビル1棟

(4) 建物の現況 店舗 住宅 その他 ( )

(5) 未登記増築 なし あり

(6) 件外物件 なし あり→資料を添付します。

5 その他、物件の利用状況等に関する参考事項について御記入ください。

作成年月日 令和 年 月 日

担当者氏名

連絡先 TEL

FAX